

将来世代のための農村地域における土地制度
のあり方に関する研究会

中間報告

令和３年９月

政策研究大学院大学 政策研究院

I 研究会設立の趣旨（参考 1 参照）

本格的な人口減少社会の到来、それに伴う全般的な土地需要の減少は、特に中山間地域等を含む農村地域においてその影響が顕著であり、農業等の担い手も更なる減少が想定されることから、耕作や管理が困難な農林地が現在以上に発生し、国土保全にも大きな問題が生まれることが強く懸念されている。

令和 2 年 3 月に土地基本法の改正があり、また「生産性の向上、生態系の維持、自然災害への対応」における農林業の重要性を強調している SDG s の理念を踏まえれば、農地の所有・利用の制度のあり様を含め、農村地域の土地制度のあり方を早急に再検討することが必要であると考えられる。

そこで、政策研究大学院大学政策研究院に、農業経済学、農村計画学、都市計画学等の分野の専門家からなる「将来世代のための農村地域における土地制度のあり方に関する研究会」を設置し、関係省からのオブザーバーの参画も得て、外部からのヒアリングを実施し検討を開始したものである。

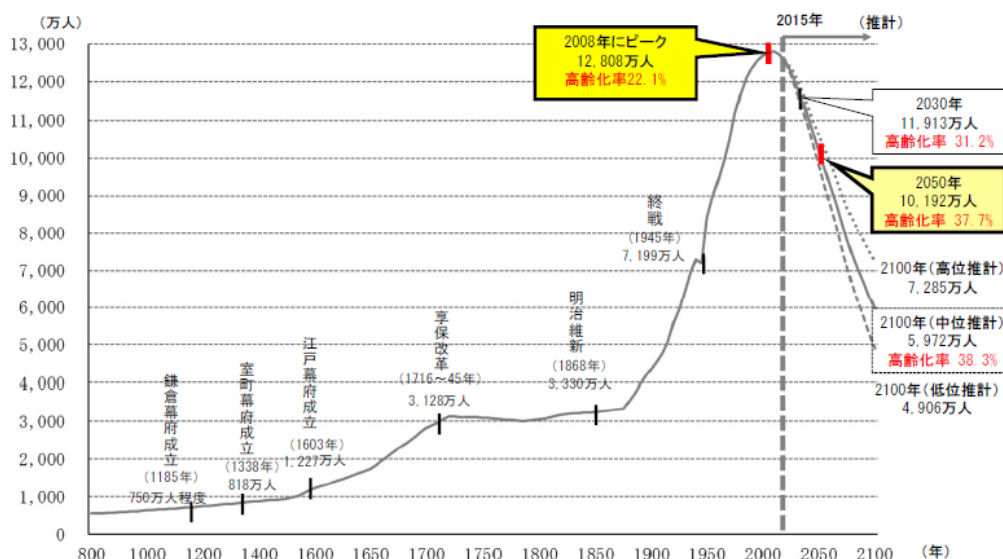
II. 議論の背景

1. 我が国人口の長期的推移と農村土地利用の現状

- 日本では、世界に類を見ない人口減少・少子高齢化を経験しつつあり、その長期的推移について「日本の将来推計人口(平成 29 年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)」によれば、2008 年に 12,808 万人のピークを向かえた後、2050 年には 10,192 万人(死亡中位・出生中位仮定)まで減少することが推計されている。

(図 1) 我が国の人口の長期的推移

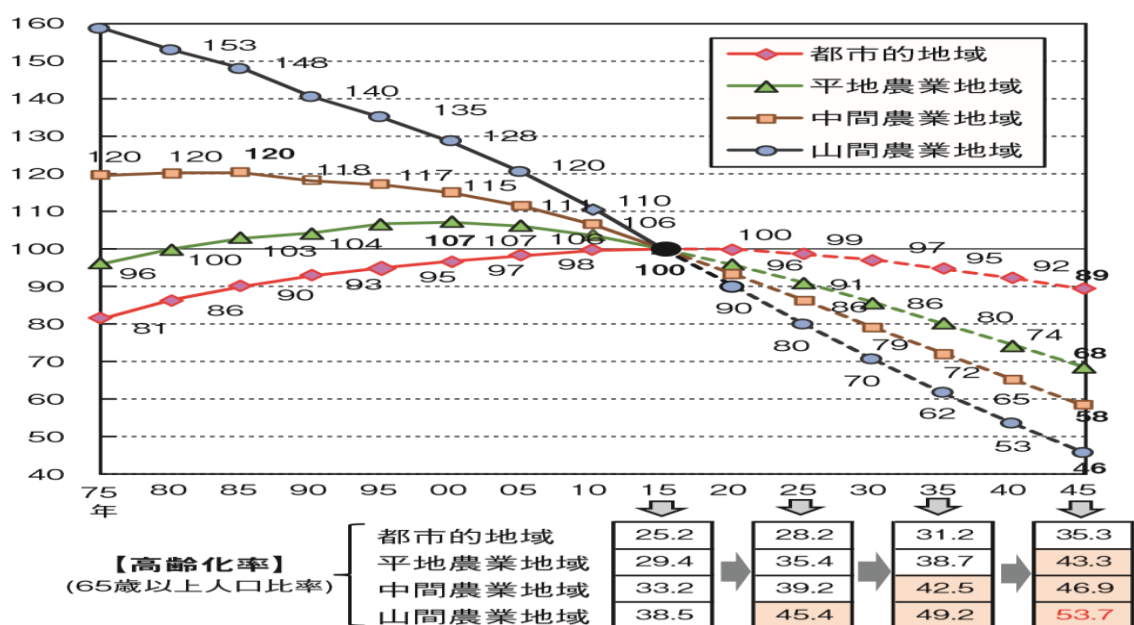
○ 日本の総人口は、2008 年をピークに減少傾向にあり、2050 年には約 1 億人にまで減少する見込み。



(参考：国土交通省「国土の長期展望」

- 特に、社会的な人口移動も踏まえれば、農村は都市的地域に比較して相対的に人口減少化が顕著であることが見込まれ、中でも中間・山間地域ではより深刻化する地域も生じることが懸念される。

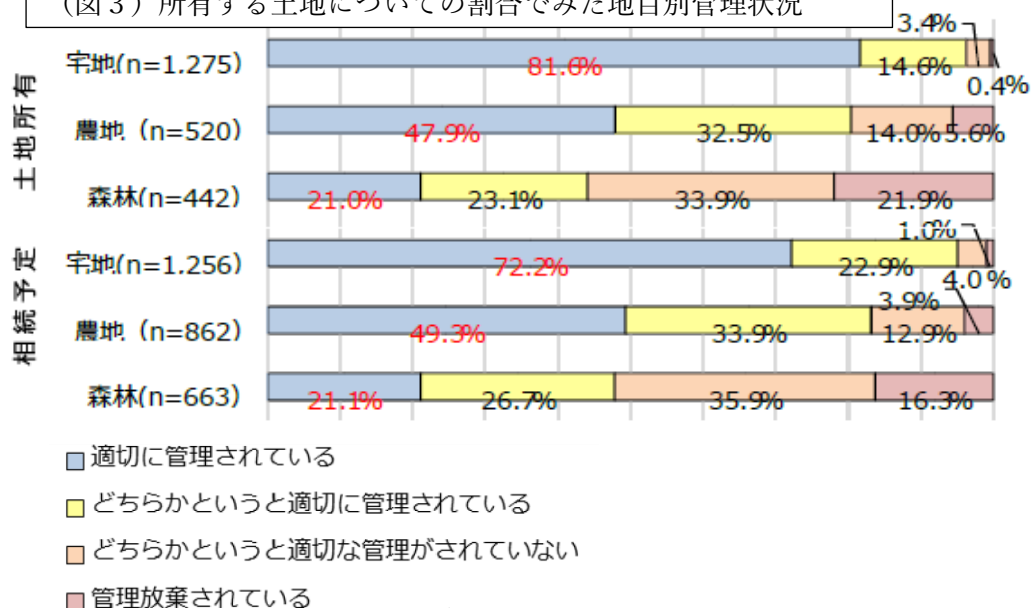
(図2) 農業地域類型別の人口推移と将来予測



(参考：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」)

- また、土地保有の管理状況を見た場合には、農地・森林の管理状況がより課題となっていることから、中山間を含めた農村地域での土地問題への対応が望まれている状況にある。

(図3) 所有する土地についての割合でみた地目別管理状況



(参考：国土交通省「国土の長期展望」参考資料)

2. 社会的共通資本としての農村保全の必要性

○ 一方、経済成長も安定期に入り国民の価値観も一層多様化していく中で、自然的・農村的な生活スタイルへの憧れや田園回帰とも言われる社会現象なども踏まえれば、農村地域を国土の適正かつ有効な利用の観点だけでなく、豊かな自然環境、多様な社会的インフラストラクチャー、文化等を保全する社会的共通資本として将来世代のために維持していくことが強く望まれており、顕著な人口減少下における適切な土地管理方法の検討が必要である。

Ⅲ 議論の経過（参考 2 参照）

我が国の土地利用制度は利用の拡大局面において構築されてきたものの、上記のように、農村地域を中心に土地利用は縮退の局面に入ってきていることや気候変動といった新しい課題に応える必要があることから、土地利用に関わる各種施策を再構築する時期に来ている。

このため当研究会においては、土地所有者に適正な管理の責務を義務付けた土地基本法改正や同改正を踏まえた各施策の進捗をはじめ、国土管理のあり方、農林地管理のあり方、過疎的な中山間地域からの撤退手法、農地の多面的機能の新しい展開としての流域治水への貢献等の幅広い課題について、国、地方自治体、研究者から最新の取り組みや研究をヒアリングしたところである。

Ⅳ 検討の視点と審議・提言の概要

（ 都市部を中心に農地をグリーンインフラとして認識し、農地の位置づけを再評価する動きなどもあるが、これらについては研究会後半で検討する予定）

<人口減少・土地需要の縮退に関連した課題>

1. 土地需要の縮退を踏まえた土地管理の必要性（土地基本法の改正）

土地需要の縮退により、都市部・農村部を問わず、土地が利用されないことによる管理不全が周囲への悪影響を及ぼす事象が大きな社会問題となっていることから、土地所有者に対して、土地利用を促進するだけでなく適正な管理を求めることが必要な状況となっている。

このため、令和 2 年度の土地基本法改正により、土地の適正な管理を行うことが土地所有者の責務である旨明確にされた。これは特に周辺地域への悪影響の防止等の観点から求められたものであるが、併せて国や地方公共団体が土地所有者等の責務を前提に土地の適正管理に関する各種施策を講ずることの理論的根拠を明確にし、施策の促進を後押しする目的からも明確化されたものである。

(1) 土地の管理に着目した施策（公助）の必要性

○ 改正土地基本法の規定では、国・地方公共団体は、土地所有者等による適正な土地管理を確保するために必要な措置を講じるとともに、地域住民を含めた土地所有者等以外の者が管理の補完を行う取組みを推進するため必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

このため、改正土地基本法の規定を実現できるよう、国・地方公共団体は法制度を含めた具体的な措置を積極的に講じる必要がある。

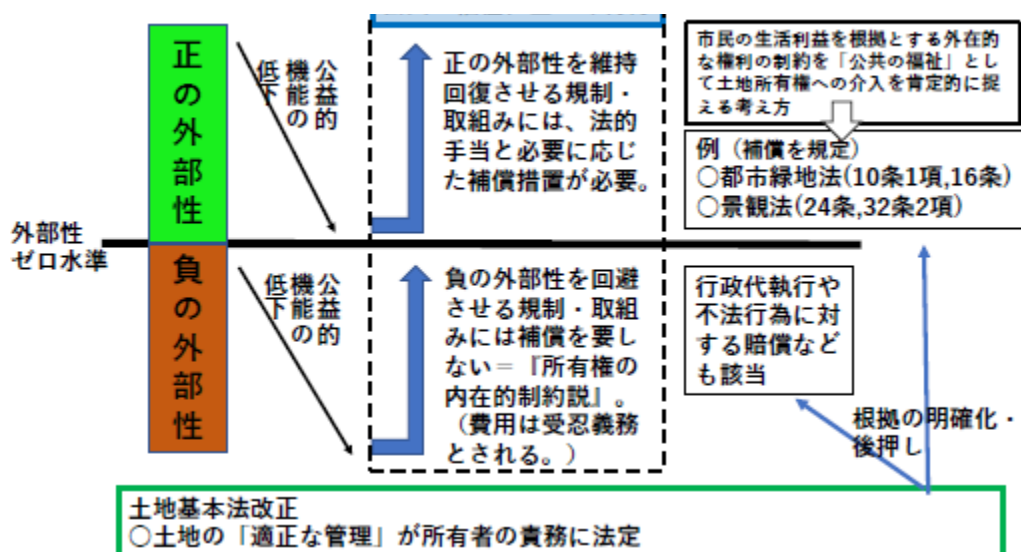
(2) 「公共の福祉」の具体化と実効性のある施策の構築

○ また、土地基本法の規定は一定の規範的な力は有するものの、明確な法的義務と理解することは困難であり、ソフトなスタンダードであるに過ぎない。また、憲法 29 条により財産権の内容について制約を課するには法律の規定によることとされている。

このため、国においては、土地基本法の新しい理念を踏まえた土地所有者の義務を具体化し法制上及び社会通念上も確立することで、実効性が確保できる法制度も含めた仕組みを構築する必要がある。

具体的には、市民の生活利益を根拠とする権利の制約を「公共の福祉」として土地所有者への介入を肯定的に捉え、各種法制において社会経済情勢の変化を踏まえた「公共の福祉」の概念の具体化を行い、それを達成するための措置として、土地所有者の義務の明確化と履行促進策（罰則、補助、税制、公的買上げ）を検討・開発する必要がある。

(参考：土地所有権の「公共の福祉」と土地基本法改正の関係（概念図）)



(吉田克己「不動産所有権の今日的課題」等に基づき GRIPS で作成)

注：上記内在的制約の実社会における適用関係は、地域・時代背景・対象業種等により様々であることに留意する必要がある。

2. 人口減少下での国土管理のあり方の検討

<国土交通省における検討>

(1) 国土の管理構想の策定

国土交通省においては、平成 27 年の国土利用計画の改訂を受け、人口減少に対応しつつ、国土を適切に管理するとともに、自然環境、生活環境等の改善を進めることにより、美しい国土を守り次世代に継承するための事項について調査するため、国土審議会において検討を進め、本年 6 月に「国土の管理構想」をとりまとめたところである。

この構想においては、国土管理のあり方を示す上での留意すべき点として、

- ① 「国土の国民的経営」の考えのもと、都市住民が農山村地域の管理を支えるなど、多様な主体の参加による国土管理を進める。
- ② 土地の所有権による管理を基本としつつ、難しい場合は所有権以外の地域住民などの管理を促進する。
などが挙げられている。

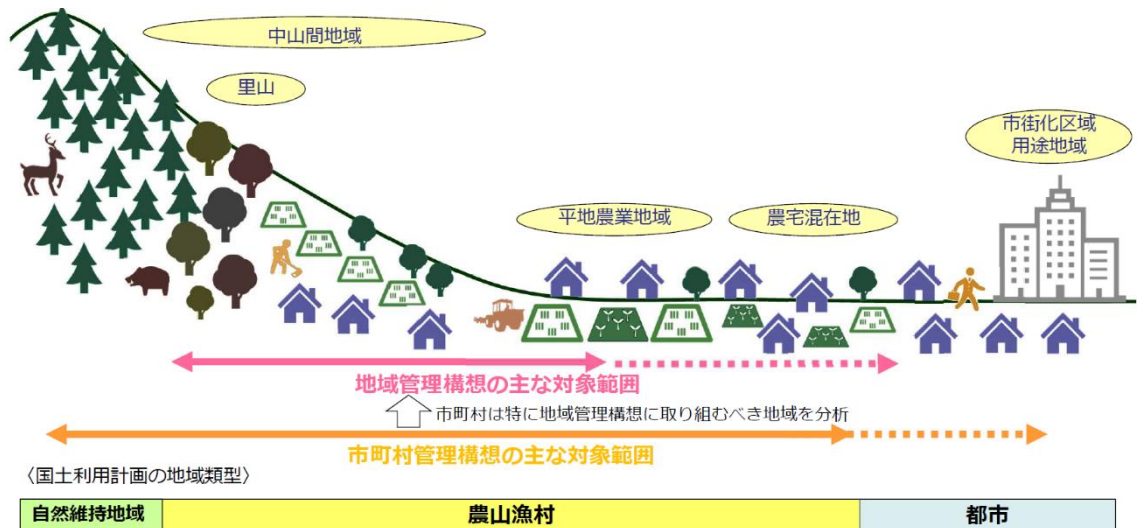
(2) 地域の管理構想の策定

「国土の管理構想」では、下部計画の「市町村管理構想」の一部となる「地域管理構想」として、10 年程度の将来を見据えたうえで概ね 5 年を計画期間とし、住民自ら地域の現状把握と将来予測を前提とした地域将来像を描き、土地の管理のあり方について地域管理構想図として地図化するとともに、管理主体や管理手法を明確にした行動計画を示すとされている。

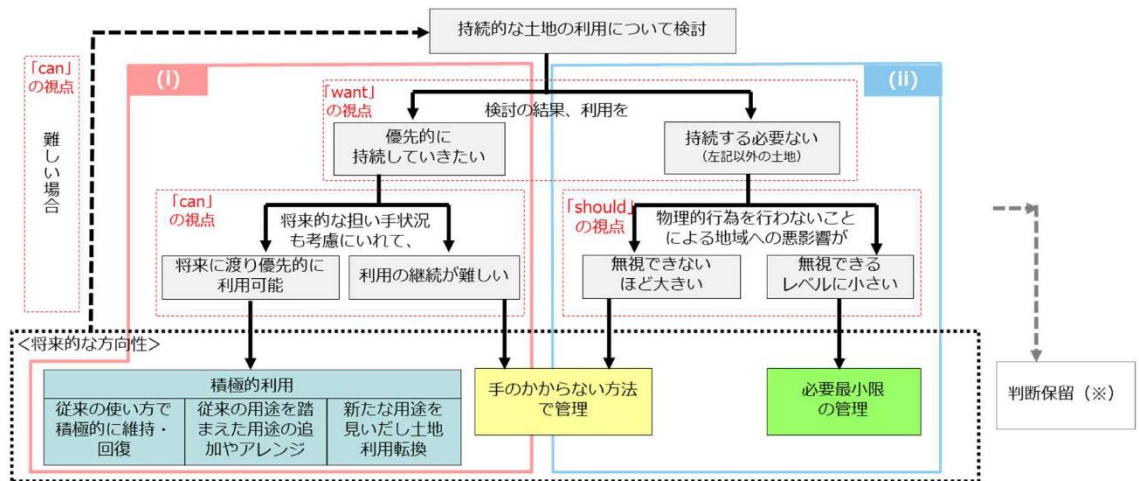
その前提となる考え方として、

- ① 地域全ての土地についてこれまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難であり、複合的な施策の推進と国土の選択的利用が必要。
- ② 将来像を見据えた上で、農地についても維持すべき農地と人手をかけない農地に分けることが適切であり、管理方法の転換や管理の縮小（物理的管理を行わず見守りのみ）の検討を行うことが必要。
- ③ また、場合によっては集落が無住化する可能性も考慮した、地域資源の計画的な管理・保全の取組み、集落の歴史等のアーカイブ活動等が必要。
とされている。

(参考：市町村管理構想・地域管理構想の対象範囲(国土の管理構想：国土交通省))



(参考：持続的な土地の利用・管理についての検討フロー図(国土の管理構想：国土交通省))



(※) 将来的な方向性を検討する段階で、利用の継続が可能かどうかやその方法が判断できないなど、「判断保留」となる土地があり得る。全ての土地について分類する必要は必ずしもない。判断保留となった土地については、当面現在の土地利用・管理の状況を維持することとする。

＜農林水産省における検討＞

農林水産省においては、本年６月に農林水産業全般にわたる政策改革のグランドデザインである「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定として、人口減少等に対応した「人・農地など関連施策の見直しについて」をとりまとめ、地域における農業経営を担う人の確保・農地の適切な利用の促進に向けて、各地域に策定された「人・農地プラン」を基本に農地バンク等による農地利用の集積と人の確保・育成を図るとともに、農山漁村での所得と雇用機会の確保、多様な農地利用等のための施策として「地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築（以下「新しい農村政策」）」を打ち出したところである。

[人・農地など関連施策の見直しについて]の概要

（１）農業経営を担う人の確保・農地の適切な利用の促進

農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地について、持続性をもって最大限活用されるようにしていくため、以下の施策を進めることがとりまとめられている。

① 人・農地プラン

人・農地プランについて法定化を含めて位置付けを明確にし、地域住民への理解の浸透を図るとともに、農地の持続的利用者として認定農業者等とともに農業を副業的に営む半農半Ｘの経営体を位置付け、農地利用を後押しする。また、地域の農地利用・活用について、農地の集約化に重点を置き、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。

② 農地バンク等の活動

農地バンク、都道府県、農業委員会、市町村等の関係機関の活動については、人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、ワンチームとなって体系的に貸借等を進め、能動的アプローチへ転換する。この場合、「目標地図」の実現に向けた貸借を農作業受委託も含め強力に促進する。また、地域の内外から農地の受け手候補を広く探して調整できる仕組み及び都市等に居住する相続人が引き継いだ農地を安心して委ねられる仕組みを構築する。

③ 人の確保・育成

都道府県が中心となり、市町村等と連携して農業関係団体等のサポ

ートの下、新規就農の確保・育成の支援、集落営農の広域化・各種取組支援、地域を越えた広域での人材のマッチング等による経営の第三者継承等の仕組みを整備する。

④ 農業者による事業展開の促進

農地の最大限の利用に向けて、持続的な農地利用や広域的活動・経営多角化等について、資金面等で後押しする。特に地域に根ざした農地所有適格法人が、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。

(2) 新しい農村政策の構築

新しい農村政策においては、「しごと」「くらし」「土地利用」「活力づくり」を4つの柱とし、関係府省、都道府県・市町村、事業者が連携・協働し、「地域政策の総合化」を図り、継続的に施策を推進することとされている。

具体的には、

- ①「しごとづくりの施策」としては、農村マルチワーカー（半農半X）の育成、観光や福祉との連携も含めた農業以外の分野と組み合わせて地域資源をフル活用する「農山漁村発イノベーション」の推進、集落営農の事業の多角化等
- ②「くらしの施策」としては、若者や女性の参加も得た形での農村集落の共同活動や複数の農村集落の機能を補完する「農村地域づくり事業体（農村版RMO）」の育成、情報通信環境の整備等の生活インフラの整備、小さな拠点づくりの計画的配置等
- ③「活力づくりの施策」としては、「にぎやかな過疎」の創出のため、地域づくり人材の育成や自治体に対する広域的なサポート体制の構築、農村ファンづくりや外部人材とのマッチングによる農的関係人口の創出・拡大等
- ④ それらを実現するための合理的な土地利用形成のあり方としての「土地利用の施策」（人口減少社会における長期的な土地利用の在り方）が提言されているところである。

(3) 地域運営の仕組みづくりとグランドデザインの必要性

上記のような施策の推進に当たっては、地域資源の最適配分を図りつつ効率的に農村地域を運営するための仕組みづくりも必要であり、集落全体

あるいは複数集落全体でのランドデザインを集落構成員の話合いと総意により決めていける仕組みづくりも必要とされている。

(4) 人口減少社会における長期的な土地利用の在り方

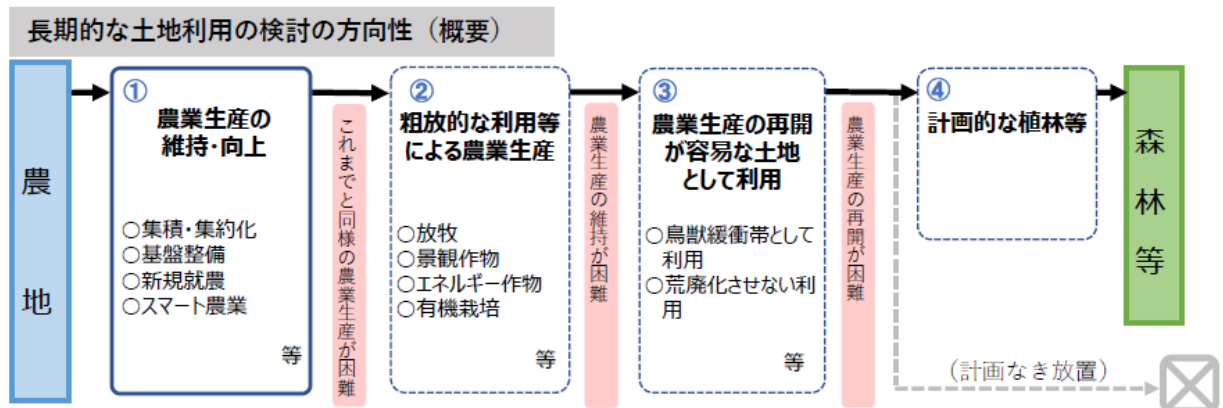
なお、この新しい農村政策においては、「しごと」「くらし」「活力」を支える農的な空間の形成を進めていく観点から、特に農地・森林の管理については、食料の安定供給のための農地確保を前提とする農業生産の維持・向上を図る農地利用だけではなく、人口減少社会における長期的な土地利用のあり方として、農地・森林の管理適正化等秩序ある農的な空間の形成を図るため、集落主体の土地利用計画として

- ① これまでと同様の農業生産が困難な場合には、粗放的な利用等による農業生産（放牧、景観作物、エネルギー作物、有機栽培等）
- ② 農業生産の維持が困難な場合には、農業生産の再開が容易な土地としての利用（鳥獣緩衝帯としての利用、生態系の保全や荒廃化させない利用等）
- ③ 最大限の政策努力を払ってもなお農地として維持することが困難で将来農用地として利用される見込みがない場合には、計画的な植林による森林化

が示されており、長期的な土地利用方法について制度面も含めた対応が課題であるとされている。

（参考：「地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築」から抜粋（農林水産省））

○食料の安定供給のための農地の確保を前提として、有機農業や放牧など持続可能な土地利用とこれを支える農地・農業水利施設の整備



3. 土地関係法制等の見直しの必要性

今後、上記「2.」に示されたとおり、人口減少を踏まえ土地利用の縮退を前提とした「市町村管理構想」「地域管理構想」の策定や「持続可能な土地利用」に向けて、土地利用・管理方法等の見直しが必要となる場所である。

市町村管理構想の策定対象地域となる「農宅混在地」、「平地農業地域」、「中山間地域」と地域ごとに主要な課題は異なってくるが、実効性のある土地利用計画は共通の課題として必要である一方、特に急激な人口に見舞われる平地農業地域から中山間地域へかけての農村地域を中心に、農林地を含めた土地管理の問題が一層顕著であることから、現在の土地関係法制等を更に見直し、以下に述べるような土地関連制度の構築と適切な縮退に向けた事業の取組みを検討する必要があると考えられる。

4. 実効性ある土地利用計画のあり方

(下記の審議・提言はヒアリング都道府県の見解をまとめたものであり、更に研究会後半において幅広く検討を加えることとしている。)

(1) 国土・県土管理の主体のあり方

国のランドデザインと地域のデザインをどのように組み合わせるかが重要であり、国土利用計画の実効性を確保するためには、国が設計し市町村が実行する体制ではなく、地域の土地利用はできるだけ地域に任せることとし都道府県が主体となることが望ましい。

また、土地利用計画に実効性を確保するためには、規制の面では実現手段のメニューをいくつか準備し計画実行者の判断に委ねる改善を行うとともに、計画に沿った土地利用の促進策が必要である。

(2) 都市と農村の共生的発展方策

農家・農村地域の将来の発展ビジョンを描くためには、例えば、まちづくりとともに農業の生産額を上げる観点（農地は縮小したけれども周辺農地において生産高を上げる）など、農地以外の要素としてまちづくりとの調和・共生の道筋を総合的に考える必要がある。その共生のための発展ビジョンの検討には様々な要素を総合的に勘案する必要があるため、整合性のある国土利用のビジョンのモデル例を国が行う一方で、その利用は地域に委ねることが必要である。

このように「農地」と「まちづくり」の共生的発展のためには都道府県の役割が増大するため、都道府県のイニシャティブが発揮できる余地を創設することが望ましく、また地域が独自に先行的なビジョンを作成することも必要である。

5. 農地・林地の管理のあり方

国土交通省がとりまとめた「国土の管理構想」においては、留意すべき点として、

- ①「国土の国民的経営」の考えのもと、都市住民が農山村地域の管理を支えるなど、多様な主体の参加による国土管理を進める。
- ② 土地の所有権による管理を基本としつつ、難しい場合は所有権以外による地域住民などの管理を促進する。

などが挙げられるとともに、「地域の管理構想」においては、農地についても維持すべき農地と人手をかけない農地に分けることの必要性が提言されている（再掲）。

また、農林水産省が「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定として提示した「人・農地プラン」を基本とした関連施策の見直しにおいては、将来の農地利用の姿「目標地図」の明確化、その達成に向けた能動的アプローチへの転換、従来から農地利用の集積の対象としていた認定農業者等だけでなく新たに半農半X等の経営体も中心経営体として農地を将来にわたって持続的に利用する主体として認めること等画期的な見直しが行われるとともに、新しい農村政策において提示した「長期的な土地利用の方向性」において、農地管理のあり方が粗放化・森林化も含めて段階的に示されており、その管理方法については、国土の管理構想において示された視点（都市住民も含めた多様な主体の参加による国土管理、所有権以外による地域住民などの管理の促進）も踏まえられている。

しかしながら、更に中長期的視点に立って農村・中山間地域の状況を鑑みれば、農地・林地管理については、「人・農地プラン」関連施策についても更なる改良を検討するとともに、上記の新しい視点を一層踏まえた新しい農地・林地の管理方法・制度の検討が必要である。

（１）「人・農地プラン」関連施策について

① 借手側の意向の重視

地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿「目標地図」の作成に当たっては、借手側の意向を最大限重視したものとすることが重要であることから、集積する農地についての土壌状態や作付履歴等の詳細情報を借手のために整備するとともに、目標地図の策定主体が借手側に立って策定を行えるよう権限強化が必要である。また、農地利用の連担化を図る上では借手側で現に耕作している農地も含め意向調整をする仕組みも必要である。

② 一括利用権設定方式（農地集積ビッグバン方式）の検討

農地利用の集積については農地バンクが中心となり関係機関と連携して行うものであるが、地域によっては集落機能の活用が効果的なことから、「目標地図」の実現に向けた集落の役割の位置付けも検討すべきである。また、集落活動を絡めることにより集落全体で一括的な利用権設定を可能とする方法（農地集積ビッグバン方式：滋賀県彦根市新海町で行われた）を検討すべきである。

③ 民間事業者の活用

農地に関する情報を民間事業者が持っているケースもあることから、民間事業者による農業委員会の農地情報へのアクセスに加え、農地の集約活動等も含めて民間事業者の活用も検討すべきである。

（２）新しい視点を踏まえた農地の適正な管理のための新たな制度

① 農地管理についての新たな「公共性」の提唱

農業には国民への食料安定供給という国家的見地からの公共的役割以外にも、農業が適切に継続することで農地の多面的機能を維持発揮を通じた重要な役割を果たしている。

これまでの農地制度は、国民に食料を安定的に供給するという観点から制度化され、累次に渡る農地流動化施策や遊休化の防止措置が講じられてきたものであるが、農地が農村生活空間において大きな地位を占めており、多面的機能を適切に発揮することが農村生活空間の良好な維持に不可欠であること、農業人口の減少・高齢化により農地の適切な管理自体が困難化しつつある実態を踏まえれば、農地の適切な管理による多面的機能の発揮という公共性に着目し、直接的にそれを支える制度構築が可能であり、また現在の社会経済情勢においては求められている。このような時代の趨勢に合わせた公共性の観点からの農地管理のあり方の検討が必要である。

（参照：原田純孝による公共性に関する考察）

＜大公共＞国家的見地或いは広域的見地から実現されるべき公共の利益

＜小公共＞地域的・近隣秩序調整的見地から実現されるべき公共の利益

（特別用途地区、地区計画、建築協定等で実現される公共の利益）

② 地域空間としての農地の多面的機能の再評価と地域による一体的管理

農地と農地に関連した水路・湖沼等の多様な地域資源は、住民が農村に生活する上での重要な社会的資源・社会的インフラである。一方で、それらの管理は農家等の生産活動と共同作業により担われてきた。しかしながら農業従事者の高齢化・大幅な減少により、それらの多様な地域資源の管理が極めて困難となりつつある。

このため、農業従事者以外も含めた集落全体で農地等の地域資源の維持管理を行うことで、農地の多面的機能の適切な発揮を通じた農村生活空間全体の保全を行う「農村空間保全管理・活性化政策」が必要である。この場合、農村生活空間全体の保全・活性化には、農地等の地域資源だけでなく、集落内外の道路や排水路等のインフラの保全・整備、集落や地域全体の景観・風景の維持改善、鳥獣害や自然災害の防止対策、周辺森林の保全管理、自然生態系の保全、空き家対策や生活上の利便施設や活性化拠点の確保まで、総じて定住条件の維持確保改善に関わる事項が含まれる。

これまでは、農業を支援することで間接的に農地の多面的機能を維持する施策が中心であったが、今後は直接的に農地の多面的機能を維持する施策がより必要になる。その際には少数化・高齢化した農業者だけが参画するのではなく、農地等の地域資源に加え地域空間を農村生活空間全体として一体的に保全・活性化する観点から集落民全体による参画が必要となる。

③ 取組の効力・拘束力を高める制度的検討の必要性

これらの「農村空間保全管理・活性化政策」には、共同的な取組活動の枠組み・指針とすること以上の事項も含まれてくる可能性もあることから、取組活動の内容を集落で協定化し集落の住民が代替わりした場合や都市部等に居住する相続人が農地を引き継いだ場合でも継続的な管理が行えるよう、市町村長の認定を受けることにより一定の拘束力(承継効)を持たせることを検討するべきである。

(3) 森林・林地の適正な管理のための新たな制度

森林は林業生産力としての経済的価値を有するだけでなく、洪水緩和、水質浄化、土砂災害防止、保健・レクリエーション、生物多様性保全等の多面的機能を有しており、地域の土地利用、地域景観上果たす役割も大きいなど、私有財産であっても公共財的な性質を有している。

言い換えれば、森林の土地所有権は、森林が有する多面的な公益的機能を阻害しないように使用、収益、処分すべき内在的制約を有していると言えるが、近年の地域環境に対する国民的関心の高まりの一方で林業の衰退による森林の荒廃化が見られること、更には土地基本法が改正され土地の適正な管理が所有権者の責務とされたこと等を踏まえれば、この内在的制約は更に強まっていると考えることが適切である。

このような森林の公益的機能を守ることを目的として、全体面積の約半分に当たる森林が保安林（水源かん養保安林、土砂流出防止保安林等 17 種類）として指定されており、立木伐採の許可制やその他一定の行為についての制限、伐採後の植栽の義務等の措置を講じている。また近年里山を中心に地域住民や都市住民も参画した保全活動が活発化するとともに、それらの取組みを条例等により支援する自治体も増加しているところである。

しかしながら、このような取組みによっても依然として、管理が不十分で放置林化する森林が見られることから、森林の持つ公益的機能をより適切に発揮できるよう以下のような制度等の構築を検討すべきである。

① 現代的コモンズによる新たな森林管理制度

近年、里山の価値が見直され、都市住民などが所有者の承諾を得て、協働で里山を管理する取組みや、自治体も含めて保全協定を締結し管理する事例が全国的に見られるようになってきている。このような先進事例を政策的に取り入れ支援・制度化していくことを検討すべきである。

具体的には、地域の共同的な資源である里山については、多様な主体が行政と協働して森林を保全管理する仕組みの制度化を検討する。

現状では、放置林化しても第三者が関与できないことが荒廃の大きな要因であることから、地域環境保全のため里山として環境保全する地域を指定し、「所有」と「管理」を分離する観点から、森林所有権を持たない地域住民、NPO、企業等の第三者に対して森林の幅広い管理権を認めるとともに、それらを協定として知事の認可を受けることにより、一定の拘束力（承継効）を持たせることを検討すべきである。（森林の所有権者が明確であることが前提となるが、承継効により、所有権者が代替わりし相続された場合でも継続的な管理が可能となる。また、森林経営管理法

に基づく市町村森林経営管理事業の対象となっている森林についても、地域環境保全の役割上評価できる場合には、協定の対象としていくことを検討すべきである。)

また、EU 諸国に見られる「森林立入権」を我が国においても認めることができれば、里山管理に対する公的資金投入の糸口になるものと思われる。

(参考：鳥取県「とっとり共生の森育成支援事業」)

- ・間伐等の保育管理が必要な森林などについて土地所有者と参加企業等の間で5年以上の無償貸与契約を締結した上、県と市町村が企業等との間で森林保全・管理協定を締結し、企業等が市町村森林整備計画に定める基準により管理する仕組みを導入

② 条例を活用した森林の保全管理

森林は地域差が大きく、気候や地質、地形、扱う樹種によって大きく事情も異なる上、地域特有の課題に対応する必要があることから、地域の自然資源に対する管理として地域的ルールの下でなされることが相応しい。

このため、森林法制においてもより地域の自然的・社会的特性を踏まえた対応が幅広くなされるよう、法律実施条例や具体化条例について積極的に活用すべきである。

特に、現在の開発許可制度の現状を踏まえれば、開発行為の許可基準の上乗せ、規制対象の横出し、規制規模の縮小、許可要件の具体化・詳細化等について条例を活用することを検討するべきである。

(参考：千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例)

- ・林地開発行為を行う土地の面積が0.3ha以上1ha以下のものについても、小規模林地開発行為として知事への届け出義務、条例違反の場合における森林の公益的機能を維持するために必要な措置をとるべき旨の勧告ができる規定を整備。

③ 流域単位の森林管理体制の構築

持続的な森林管理を実現するためには、上流から下流までの流域単位で地域の環境資源としての森林保全を進められるよう、流域単位で河川

及び森林の流域管理を行う特別地方公共団体を設立すること（地方自治法第 291 条の 2①）が考えられる（県が加入することにより関係法令に基づく権限を委譲することが可能）。森林組合、学識経験者、NPO、木材流通関係者等からなるグランドワークの形成により、計画立案、許認可基準・処分基準等の策定、法令違反行為の事実認定等を専門技術的に支援し、関係法令の法執行の適正化を図ることが適切である。

④ 自治体の行政体制の強化

森林経営管理法の施行など複雑化・専門化する森林行政を適切に執行していくため、③による流域単位での森林管理体制の構築とともに、森林総合監理士の有資格者の定期採用や都道府県、市町村、森林組合等関係する組織間での連携により専門スタッフを育成するキャリアパスを構築する等により、森林行政を担う専門職員の育成を図るべきである。

6. 農村の複線的・建設的縮小戦略

国土交通省の「国土の管理構想」においては、「地域の管理構想」の策定に当たり「集落の無住化」の可能性も考慮した地域資源の計画的な管理・保全の取組みが必要である旨提言されるとともに、農地管理についても「維持すべき農地」と「人手をかけない農地」等に分ける旨が示されているところである。

一方、農林水産省の「農村地域における長期的な土地利用の在り方の検討」においては、特に農地管理のあり方に関してのみ、「粗放的な利用」「農業生産の再開が容易な土地利用」「計画的な植林」等の詳細なメニューが段階論的かつ具体的に示されている。

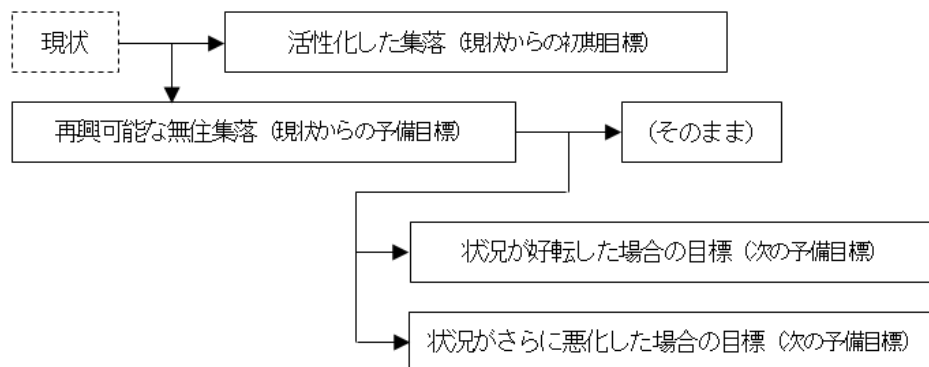
このように見ると、「集落の無住化」の具体論・方法論については両省とも考察がなされていないため、実際の取組みを現場段階で進めるためには、現場の実情や住民の希望に応じた多種多様なメニューと方法論、更には無住化した後の土地管理のバリエーションや管理方法の提示と無住化集落の土地管理に必要な制度の検討が戦略論として必要である。

(1) 建設的縮小の必要性

① 複線的な観点・姿勢の必要性

世代交代困難集落（主に山間地の小集落）の生残りについて、数十年スケールで連続的に検討していくためには、活性化した集落を目標とした検討だけではなく、「多種多様な選択肢を準備する」、「分からない」を思考に組み込み次善の策を検討しておく」、「縮小しても大丈夫な姿を描いてみる」、「農林業の限定的な放棄や簡素化」を容認する」、「無住化を議論の遡上に載せる」などの複線的な観点・姿勢が必要である。

（参照：無住状態を考慮した「複線的な集落づくり」（林直樹））



② 集落機能の本質を継続した縮小の必要性

今後長期的には、農村・中山間地域の集落は縮小する集落が太宗を占めることから、「悪い縮小」ではなく、集落機能の本質を継続した「よい縮小」となるよう戦略を議論することが必要である。

「よい縮小」は縮小の範囲・スピードが個々人や集落の対応力の範囲内に収まっていることがポイントであり、その集落の機能の本質をあまり損ねない建設的な縮小や簡素化を目指すべきである。このため、行政の支援は集落の在り方を一定の型に押し込めるのではなく、個々人や集落の時代への適応力を発揮できる状況を作ることにより、多様な集落の縮小を形成していくことである。

③ 無住化時を想定した議論の必要性

上記のような基本的な観点・姿勢に基づき建設的縮小の検討を進めることにより、無住化後の農地の維持管理、移転先での集落機能の継続、我が国農村・中山間地域に豊富に賦存する民俗知（主に生活・生業に関する古くからの技術）の維持が図られることとなる。更に、無住化集落であっても、草刈り・田畑の管理や行事の継続がなされている集落、更には無住化状態から居住者が戻り再興された例や新居住者の移住もある得ることから、無住化が不可避となった場合でも、保険として「再興可能な無住集落」の在り方を議論しておくことも必要である。

（参考：無住からの再興の例：京都市左京区大原大見町



「大見村における無住化集落再生活動の発足と展開」
（松崎篤洋、山口純、本間智希、川勝真一、北雄介）
『日本建築学会大会学術講演概集 7-8,2015』

（２）新たな土地利用の制度化の必要性

① 多様な粗放的土地管理プログラムの必要性

特に農地については単に維持する農地と放棄する農地等到大別するだけではなく、無住化後も想定した上で、森林化であれば、人工林化や

手入れが軽微な天然林化、農地へ復旧可能な土地として管理するのであれば、草地化や獣害防止地帯化等、粗放的な土地管理プログラムを拡充し多様な選択が可能とすることが重要となる。

(参照：人口が減少する時代の手法：田畑の粗放的な管理（林直樹）)



(×→危機をあおって補助金正当化の大義名分とする)

・保険的な管理：耕地としての土地の潜在力を低コストで維持。

例：ウシを放牧し、雑草地として維持する。→比較的短期間で復旧可能→保険的な田畑

② 無住化集落の土地利用のあり方

無住になった後の土地利用のあり方を検討しルール化しておくことが必要である。具体的には、無居住化集落における土地利用の規制（産業廃棄物の投棄の禁止、太陽光パネル等の秩序ある設置等）について集落構成員間で協定を締結することや、移転跡地の公有化と帰村時の買戻権をセットにした制度化なども必要となってこよう。

(3) 行政的支援のあり方

① 複数の選択肢を想定した検討の促進策

集落のあり方は多種多様であるため、無住化することも含めて多様な状況を想定した複数の選択肢を検討できるよう、外部旧住民（主に元住民）を含めた集落づくりの支援や集落移転プログラムの拡充（高齢者の生活改善に特化した集落移転技術の開発、福祉施設と一体化した集合型の移転先の整備等を含む）、多数の選択肢を話し合えるような促進策（外部旧住民を含めての会合促進、無住化を含めた集落づくりを支援できる人材の育成、シミュレーションゲームの開発といったツールの拡充等）が必要である。

② 移転後の活動と行政支援

保険として「再興可能な無住化集落」を想定した準備を行っておけば、無住化したとしても、限定的ながら農地の維持管理、集落機能が維持さ

れる可能性が高い。「無住化したら終わり」ということではなく、無住化後の活動を支える行政的支援が必要である。これらの活動は、移転前と移転後により行政区域を越えることも想定されることから、移転後の住民が移転跡地の管理活動等ができるよう、行政側が市町村を越えた連携を行うことも必要である。

7. 所有者不明土地の利活用・管理と土地所有権放棄

(背景・基本的考え方)

所有者不明土地への対応は土地需要縮退の時代における大きな社会的課題であり、平成30年に制定された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の制定により、所有者不明土地に係る公共用地収用手続きの簡素化、所有者不明土地を公益的目的で利活用できる「地域福利増進事業」の創設等がなされていたところである。

更に、令和3年には所有者不明土地の民間的利活用も可能とする「所有者不明土地管理制度」を民法改正により創設するとともに、所有者不明土地の発生を予防する観点から、相続発生時の登記申請を義務づける「不動産登記法の改正」や相続により取得した土地の放棄を認める「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の制定がなされたところである。

所有者不明土地問題は、抜本的解決は困難な面があり長期的に継続することを覚悟せざるを得ないものの、限界を自覚しつつも、絶えず可能な対策を講じることは重要な課題である。

(1) 所有者不明土地問題への対応

① 所有者不明土地に係る土地活用制度の積極的活用

○ 地域福利増進事業等所有者不明土地法関係

所有者不明土地法については、所有者不明土地を公益的目的で活用するための地域福利増進事業に関し《利用を通じての管理》が行えるよう柔軟な活用を行うとともに、土地基本法改正により土地所有者の管理の責務が明記されたことを踏まえ、土地の適正管理を図るための措置を更に検討すべきである。

また、地域福利増進事業における使用権の上限期間（10年）の延長と対象事業の拡充についても、現場の実情や関係者の要望を踏まえ、必要な改正を検討すべきである。

更に、現在義務付けられている原状回復措置も現実化する可能性がそれほど大きくないことが想定できるため、地域にとって有益な施設が設置された場合や森林伐採を要する場合には、有益費や補償などの制度を組み込むことにより原状回復義務を免除するなどの改正も必要と思われる。

○ 所有者不明土地管理制度関係

所有者不明土地問題の解決策として所有者不明土地管理制度の新設と所有者不明土地の発生防止の観点から相続登記申請の義務化がなされる

ところであるが、土地の管理費用や諸手続きに対する問題意識が欠如しており、制度が整備されても活用が十分に行われない懸念がある。

このため、相続に関連する諸問題の相談体制の整備も含め相続登記の義務化に際して手続きが円滑にできる支援体制や、各種新制度の活用が社会的に十分行われるよう所有者不明土地問題に係る相談窓口の設置、管理人に対する報酬問題の費用負担の検討等所有者不明土地問題に関連した制度的インフラストラクチャーの整備拡充を検討するべきである。

② 客観的負財の概念確立と所有権不明土地に係る管理手続簡素化の検討

所有者不明土地の諸問題を効率的に解決していくためには、財産的価値よりも管理等の負担のほうが大きく客観的にマイナスの財となっている土地について、客観的負財という概念を確立することを検討すべきである。これにより所有者不明土地の管理に必要となる諸手続について、土地所有者の権利利益擁護のために設けられる慎重な手続きコストと、擁護される土地所有者の利益の微小性とのバランスが取れないことを理由に手続きの緩和が正当化され、その簡素化も検討しえらと考えられる。

(2) 土地所有権放棄施策のあり方

① 国土政策上の観点の必要性

新設される土地所有権の放棄制度については、国の管理コスト抑制の観点から様々な要件が付されておりこれによって放棄が可能となるケースが限定される懸念がある一方、土地利用計画とのリンクが全くないという問題点が見られる。環境・防災・国土保全等の国土政策の観点から一定の管理が必要な土地については、私的所有者の過剰負担を避けるという社会政策的観点からも積極的に放棄を認める政策を採用すべきであり、国土保全区域・環境保全区域などを設定し、地元自治体の意向等を踏まえて区域内において積極的に所有権放棄土地の受入れを促進する仕組みも検討するべきである。

② 所有者不明土地のみなし放棄制度の導入の検討

所有者不明土地のみなし放棄については、公共事業等についての利活用が可能で一定の財産的価値を備えた土地についてその適用は難しいものの、(1)②により概念が確立されるような客観的負財に該当する土地であって環境・防災・国土保全等の国土政策上の観点が見いだせる場合には、所有者不明土地のみなし放棄制度の導入により、地元自治体の意向等を踏まえて土地所有権を国が積極的に受け入れることも検討すべきである。

＜環境問題に関連した政策課題＞

（農業の多面的機能のより高度な発揮）

8. 環境政策としての農業政策展開の必要性

（１）社会的関心の変化を踏まえた政策見直しの必要性

① 環境政策の観点の必要性

国土保全、自然生態系保全、景観形成等において大きな多面的機能を発揮している農業・農地について、自然的・農村的な生活スタイルへの憧れ、田園回帰とも言われる社会現象が見られる中、それらの動きを定着させ更に国民的な理解を得ていくためには、農業・農地の多面的機能を、農業が環境や生態系に与えている負の影響を削減しつつより適切に発揮できるよう農法の改善等を積極的に行うことにより農業・農地政策を環境政策としての観点も強く意識しながら進めていく必要がある。

② 国民財産としての農地の付加価値の最大化

その際の基本的な原則は、農地から生産される農産物の付加価値だけではなく、農地そのものが発揮する多面的機能の価値を含めて農地から産み出される付加価値を最大化させることに置くべきではないか。そのことは、これまでの農業政策や農地政策の発想の転換を求めるとともに、農業政策と地域政策の一体性や整合性の確保が必要となる。

（２）クロスコンプライアンスの活用と環境支払いへのシフト

農業政策と地域政策の一体性、整合性を図るためには、付加価値の最大化に向けた農地利用に関する規制的手法と奨励的手法を装備する必要がある。

① クロスコンプライアンスの活用

我が国の農業政策に環境政策の観点を反映させていくためには、EU等で広く導入されているように、各種の農業関係の補助金・交付金等について、交付の条件として、本来の交付目的とは別に農業・農地に関し一定程度環境、景観、生態系に配慮した農法・管理方法であることを義務づけるクロスコンプライアンスを導入することが考えられる。

特に EU では、環境への配慮を農業予算の太宗を占める各種直接支払いの条件として付していることを勘案すれば、個別農家への直接支払いが相対的に小さい予算構造を有する我が国においては直接支払いのみならず各種補助金・交付金等の交付条件として環境への配慮を条件として付す（環境クロスコンプライアンス）ことを検討することが適当である。

この場合、我が国農業関係補助金の大きな部分を占める土地改良事業関係の事業において環境クロスコンプライアンスを導入することが考えられる。たとえば、農業水利施設の更新事業は数百ヘクタールから数千ヘクタールの広大な農地を対象とすることを考えると、それに対する補助金に農地利用に関する一定のクロスコンプライアンスを課すことは検討の余地がある。

(参考：中心的なクロスコンプライアンスと環境支払いで日本は OECD 加盟国の中で大きく劣後 (Vojtech(2010))

Table 1. Measures addressing environmental issues in agriculture in OECD countries

Measure/Country	AUS	CAN	EU	JAP	KOR	MEX	NZL	NOR	SWI	TUR	US
Regulatory Requirements	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
Environmental cross-compliance	NA	NA	XXX	X	X	NA	NA	XX	XXX	NA	XXX
Payments based on farming practices	X	X	XXX	X	X	X	X	XX	XXX	X	XX
Payments based on land retirement	NA	NA	X	NA	NA	X	NA	NA	X	NA	XXX
Payment based on farm fixed assets	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
Environmental taxes/charges	NA	NA	X	NA	NA	NA	NA	X	NA	NA	X
Tradable rights/permits	X	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	X
Technical assistance/extension	XX	XX	X	X	X	X	XX	X	X	X	XX
Community based measures	X	X	NA	NA	NA	NA	X	NA	NA	NA	NA

NA – not applied or marginal; X – low importance; XX – medium importance; XXX – high importance.

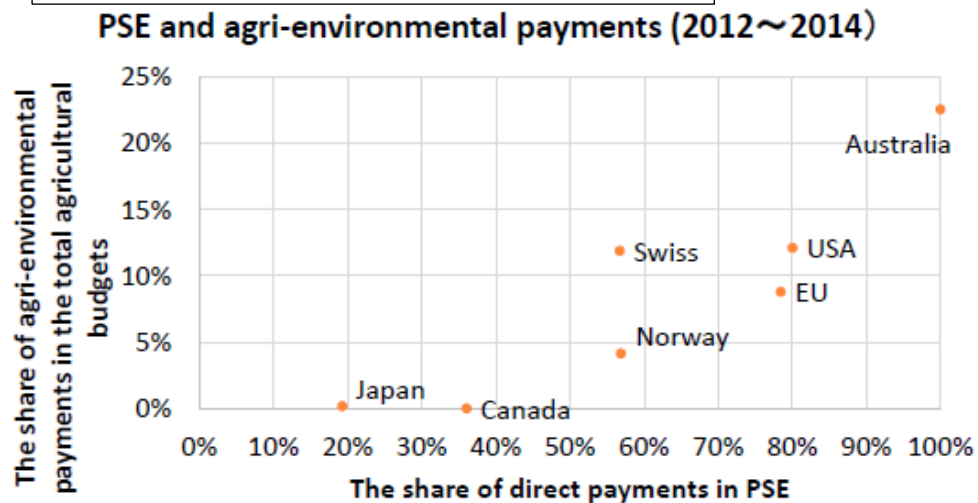
The importance of the policy instruments in this table is related to the mix of the specific country. It is not designed to compare the importance of specific measures across countries.

The original version of this document contained an error: for Canada in the line "Payments based on land retirement," there was an X instead of an NA. This error has now been corrected.

② 環境直接支払いの増額

一方で、農家に大きな負担を課すレベルのクロスコンプライアンスの導入は非現実的であることを考えると、それを補完するための環境支払いの役割が重要となる。しかしながら我が国における直接支払いの比重は未だ低いものとどまっていることから、環境政策としてクロスコンプライアンスの対象範囲を広めていくとともに、農業予算における環境直接支払いの比重を高めていくことが必要である。

(参考：各国の直接支払いと環境支払いの水準比較)



出典：莊林・佐々木（2017）

（３）環境政策へシフトする上での必要事項

① レファレンスレベルの明確化

農業・農地は特段の配慮を行わずとも自ずから各種の多面的機能を発揮しているため、各種の環境政策を進める場合に、本来的に農業・農地として当然発揮すべき多面的機能の水準と環境政策の実施により発揮される多面的機能の上乗せ分が不明確になる傾向がある。環境政策として農業政策を実施するに当たっては、本来的に農業者自身の責任に帰す多面的機能の水準及び環境への負荷の水準（レファレンスレベル）の明確化を図る必要がある。レファレンスレベルはクロスコンプライアンス要件となると同時に環境支払いの支払金額算定のベースラインとなる。

② 農地利用の連担化

多くの多面的機能はその効果的、効率的発揮のためには一定程度の団地性やまとまりが必要となる。たとえば、自然生態系や景観の保全機能を適切に発揮していくためには、ある程度の広範囲における生態系の連続性を考慮する必要がある。後述する洪水防止への貢献に関しても広範囲の農地の一体的な対応が必要となる。このような観点からは、農地利用の連担化を積極的に進めることが適切である。農業生産性の向上の視点を中心として推進されてきた連担化に多面的機能を含んだ付加価値の最大化の視点を導入することとなり、ここでも従来の農地政策の発想の転換が求められる。なお、このような広範囲での付加価値最大化を目指す連担化の推進のためには、広範な地域での農地利用の直接かかわる

者のみならずそこから得られる付加価値の受益者を含んだ関係者による調整が肝要となる。集落単位の土地所有者と耕作者から構成される農地利用改善団体などの役割の再定義やそれらの団体の現行の農地利用調整メカニズムにおける位置づけなどに関する検討が必要となる。また、土地改良区は地域の土地所有者または耕作者により構成されている組織であり、近年の土地改良法改正で導入された准組合員制度により、耕作者及び土地所有者が組合員あるいは准組合員として参加していることを考えると農地利用の連担化を進める上で重要な役割を果たし得ることから、その活用も検討すべきものと考えられる。

9. 気候変動への対応

(1) 気候変動の時代における治水と地域の連携の必要性

近年の急激な気候変動・温暖化による降雨量の増大により、今世紀内に水害リスクは2倍になることも想定されるなど、従来の河川内の治水方式では対策の限界が生じつつある状況にある。この場合、治水安全度を超える計画以上の洪水（超過洪水）への対応も対象として検討していく必要がある。

そのためには、河川の対応（公助）だけによる治水方式ではなく、自助・共助・公助が一体となって、河川の中の対策に加えて河川の外の対策を総合的に進めることが必要であり、特に共助（地域側）と公助（河川側）の連携・協同が必要となる。

（参考）降雨量変化倍率をもとに算出した。流量変化倍率と洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
RCP2.6(2℃上昇相当)	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
RCP8.5(4℃上昇相当)	(約1.3倍)	(約1.4倍)	(約4倍)

加藤孝明提供資料（国土交通省試算）

(2) 流域治水の取組みへの農地の貢献

① 不確実性を下げるための対象地域の限定

現在の河川整備基本方針、河川整備計画では、上流部（支川）と下流部（本川）で治水安全度に差が設けられているが、同一の治水安全度区域においては『どこで切れるか分からないという不確実性』が生じている。

社会全体としての浸水被害リスクの制御のためにはハザードの不確実性を下げる観点から対象地域の限定による浸水リスクのメリハリを検討する必要がある。

② 治水における農地（水田）の貢献の可能性

治水における農地の貢献の類型としては、現在取り組まれている「遊水地の建設受入れ」、農地ダム等による「流出抑制」、「農業用利水ダム・溜池による洪水カット」に加え、計画高水位を超える超過洪水に対する対応も検討していく必要がある。この場合、破堤を防ぐために緊急時の意図的な洪水を導入する地域を設定することも検討していく必要があるが、農地（水田）はその大きな候補となり得る地域である。なお、このような緊急時の意図的な洪水導入についても、従来の遊水地と同様に河川整備計画に位置付け、後述するような補償の対象としていく必要がある。

(参照：農地部門の流域治水への貢献可能性（佐藤政良）)

事 項	内 容
1. 遊水地（洪水調整地）の建設受入れ（従来の遊水地）	河川整備基本方針に基づく洪水カットを行うため。上流のダム建設が困難になる中、農地（水田）を遊水地として、洪水制御体制に組み込む。
2. 緊急時の洪水導入（※）	計画高水位を超えた洪水（超過洪水）に対して、破堤を防ぐため、意図的に洪水を導入したい。
3. 流出抑制	農地からの雨水を抑え、下流の洪水を抑制したい。
4. 農業用利水ダム・溜池による洪水カット	利水ダムに対して 2020 年に初めて要請された事前放流等による洪水調節への貢献。

※は新たな提案

（２）農業側における対応の検討

① 農地における流出抑制策の確保

そもそも農地には様々な洪水防止のための機能があり、洪水調節の初期段階としては、田んぼダム等による水田での流出抑制を図ることが意義があるが、その有効性を更に高めるためには、事前排水の徹底や２階建小排水路の設置・パイプ化、流出抑制バルブ・ゲートの設置等の速やかな排水を行える機能と排水を停止する機能を併せ持つことが必要となる。

② 洪水を導入する地域・区域の設定と新たな補償措置検討の必要性

農地の洪水防止機能を最大限に発揮するためには、河川整備計画上の従来の遊水地として洪水制御体制に組み込む（地益権の設定と補償を前提） ことに加え、計画高水位を超える超過洪水への対応も含め、破堤を防ぐ観点から緊急時の意図的な洪水導入区域を設定することが極めて有効である。この場合、従来の遊水地設定とは異なり、被害を受ける頻度は極めて少ないもの（数十年に１度程度）となることから、地益権設定等を行うのではなく、被害の都度に補償措置を講ずるなどの新しい仕組みが必要である。

③ 河川沿い農地での洪水防止機能の地域的組み合わせ

河川沿いの農地においては、事前排水も含めた排水抑制を行う区域や、遊水地の設定、更には超過洪水時も含めて洪水導入を行う区域を予め設定し、流域ごとに組み合わせを検討することが必要である。

④ 農業内における農地利用調整の必要性

農業側においても、洪水導入区域を設定するためには、地形に応じた水田・畑地といった農地配置や湛水・浸水に強い作目の栽培等、洪水導入区域のための土地利用調整が必要となる。特に経営規模・経営形態や栽培作目の選定、補償措置まで含めた地域農業と防災を組み合わせた政策ツールを開発することが必要である。

⑤ 農地の意義、役割の認知と制度の開発

流域治水における農地の役割を最大限に発揮するためには、その役割の重要性についてあらゆる関係者が農地の意義、役割を認知し、協動的に対策を検討する必要がある。技術的には、流出抑制から水害回避のための農地への洪水導入までの対応があるが、それらを実現する制度の開発が求められる。

(3) 計画を策定する主体のあり方の検討

○ 流域治水の計画の策定主体の議論の必要性

農地を含めた流域治水を計画するに当たっては、上流から下流までの市町村と農業関係者を含めた住民の意向が十分に反映されるよう流域全体で議論することが必要であり、計画策定主体のあり方も含めた検討を行う必要がある。

10. 食料・農業・農村基本法における農業の多面的機能の再整理

8. 9. において提言したような農業・農地政策の転換は、農業の多面的機能を従来以上に高度に発揮させるための政策転換である。

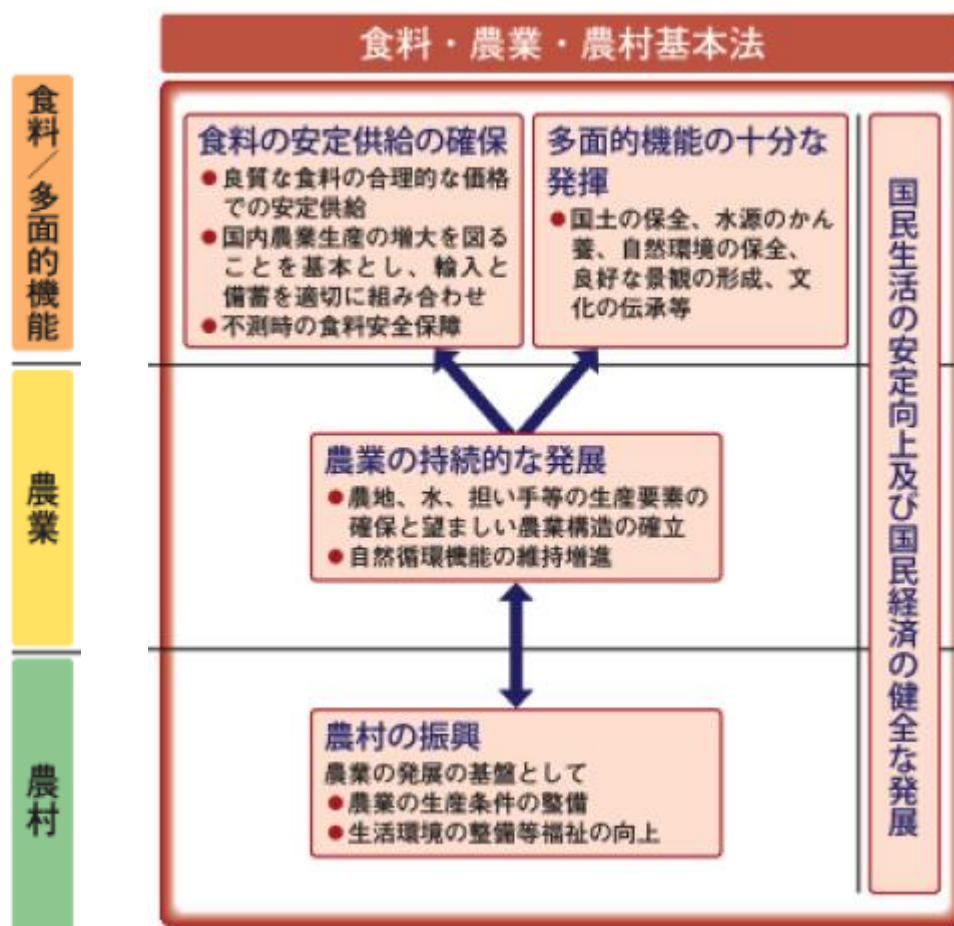
このような

○自然生態系保全や景観形成等も含めた環境政策の観点から、農業の多面的機能を慣行的な農業・農法より一層高めていくための政策転換

○水田農業を基本とする日本ならではの治水のあり方を実現させ、農地の治水面での貢献に向けた支援を実現する流域治水における農地の役割の明確化

を図るためには、食料・農業・農村基本法にも規定されている農業の多面的機能の発揮として、国土保全、環境政策上果たす役割について基本的理念の再整理が必要となつてこよう。

(参考：食料・農業・農村基本法の4つの理念（概念図）)



農林水産省 HP より抜粋

(参考 1)

将来世代のための農村地域における土地制度のあり方に関する研究会
ーメンバー構成ー (令和2年12月発足時)

委員

- ・ 小田切徳美 明治大学農学部教授 (座長)
- ・ 荘林幹太郎 学習院女子大学副学長
- ・ 高木勇樹 政策研究大学院大学政策研究院 参議
- ・ 中井検裕 東京工業大学環境・社会理工学院院長
- ・ 中嶋晋作 明治大学農学部准教授
- ・ 林直樹 金沢大学人間社会学域准教授
- ・ 原洋之介 政策研究大学院大学客員教授、政策研究院

オブザーバー

○総務省

- ・ 勝目 康 自治行政局地域自立応援課地域振興室長

○国土交通省

- ・ 堤 洋介 都市局都市計画課長
- ・ 藤田 昌邦 国土政策局総合計画課長
- ・ 中田 裕人 大臣官房会計課長

○農林水産省

- ・ 青山 豊久 大臣官房総括審議官
- ・ 山口 靖 農村振興局農村政策部長
- ・ 庄司 裕宇 農村振興局農村計画課長
- ・ 河南 健 林野庁企画課長
- ・ 北林 英一郎 農村振興局農地資源課長

(参考2) 研究会の開催状況(第1～9回)

第1回(令和2年12月22日)

- テーマ 「これからの農地の管理と地域の管理を考えるために
ー現行関係制度の“限界と綻びの表出”を踏まえてー」
- ・プレゼンター 原田純孝 東京大学名誉教授

第2回(令和3年1月26日)

- テーマ 「国土利用計画制度について」
- ・プレゼンター 藤田昌邦 国土交通省国土政策局総合計画課長
- テーマ 「奈良県の土地利用とまちづくりのあり方について」
- ・プレゼンター 荒井正吾 奈良県知事

第3回(令和3年2月24日)

- テーマ 「流域の治水における農地の位置と役割」
- ・プレゼンター 佐藤政良 筑波大学名誉教授
- テーマ 「話題提供 都市計画の立場から」
- ・プレゼンター 加藤孝明 東京大学生産技術研究所教授

第4回(令和3年3月23日)

- テーマ 「所有者不明土地問題の諸相ーその構図と対応策」
- ・プレゼンター 吉田克己 北海道大学名誉教授・弁護士

第5回(令和3年4月27日)

- テーマ 「撤退の農村戦略
～撤退を含めた山間地過疎集落の生き残り戦略を考える～」
- ・プレゼンター 林直樹 金沢大学人間社会学域准教授

第6回(令和3年5月25日)

- テーマ 「農地から算出される付加価値を最大化するための
土地利用調整のあり方を考える際のいくつかの視点」
- ・プレゼンター 荘林幹太郎 学習院女子大学副学長教授

第7回(令和3年6月22日)

- テーマ 「農業・農村政策の展開方向について」
- ・プレゼンター 山口靖 農林水産省農村振興局農村政策部長

第8回(令和3年6月22日)

- テーマ 「森林管理法制の現状と課題 森林の多面的機能の維持に向けて～」
- ・プレゼンター 三好規正 信州大学経法学部教授

第9回(令和3年7月27日)

- テーマ 「人・農地など関連施策の見直しについて」
- ・プレゼンター 望月健司 農林水産省経営局農地政策課長